

身体障害認定分科会について

身体障害認定分科会は、疾病・障害認定審査会令（平成 12 年政令 287 号）第 5 条の規定により、「身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）の規定により審査会の権限に属させられた事項を処理すること」とされている。

身体障害者福祉法施行令の規定において、

- ① 都道府県、指定都市並びに中核市が身体障害者手帳の交付事務を行うにあたり、申請者の障害が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない
- ② 地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその状態が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当するか否かについて疑いがある場合に、身体障害者福祉法施行令第 5 条第 2 項の規定に基づき、各都道府県知事より厚生労働大臣あてに認定を求めることができる
- ③ この求めがあった場合には、同条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣は疾病・障害認定審査会に諮問を行う

こととされている。

また、自治体の手帳交付事務を行う際のガイドライン（技術的助言）である身体障害認定基準等の改正等についても、必要に応じて医学的・専門的見地から審議を行っている。

（参考）

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）（抄）

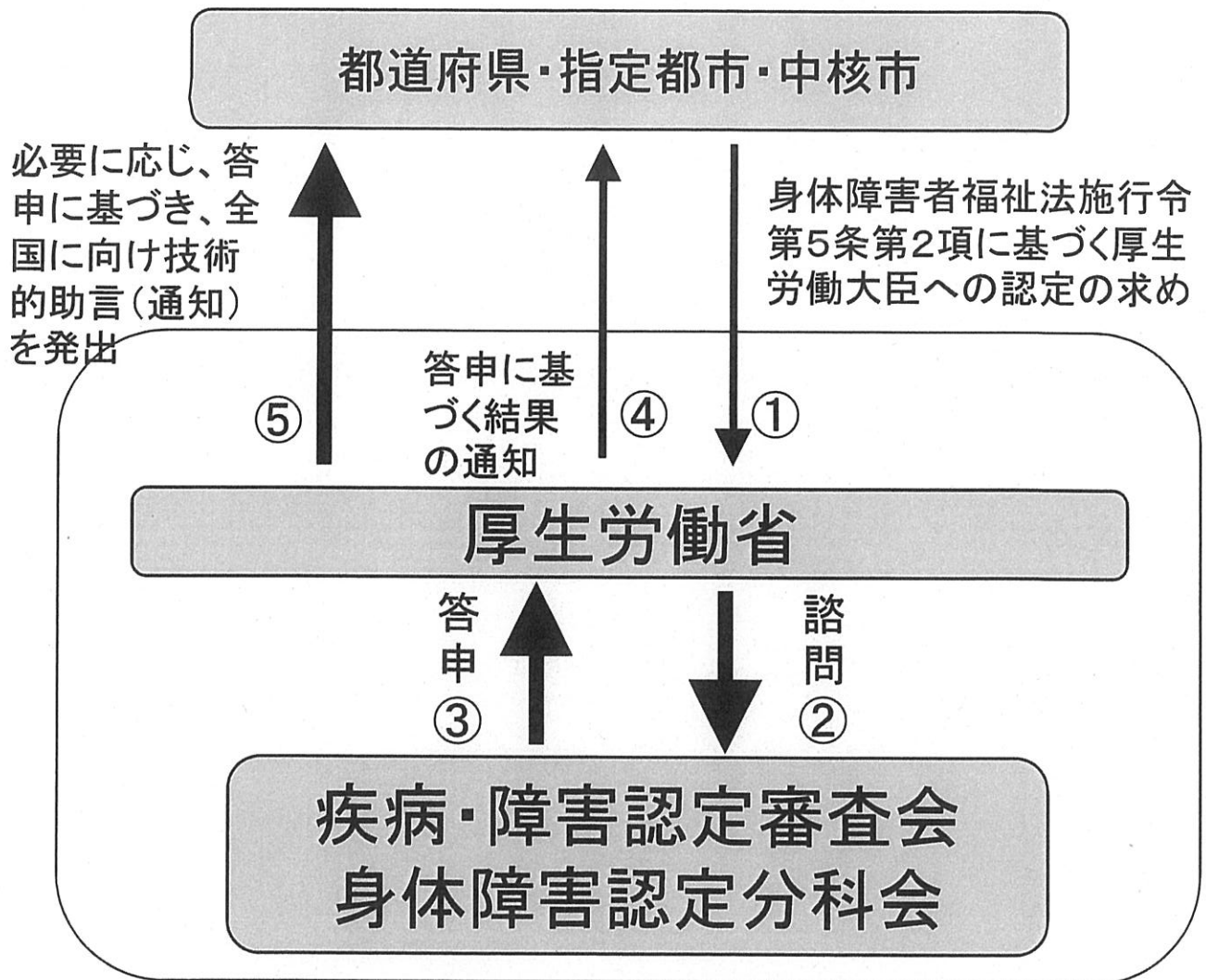
（障害の認定）

第五条 都道府県知事は、法第十五条第一項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生労働大臣に対し、その認定を求めなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを疾病・障害認定審査会に諮問するものとする。

身体障害認定分科会の役割と活動について



○ これまでの審議状況

開催日	答申等の状況
第1回(H14. 2. 5)	答申:3件
第2回(H14.11.12)	答申:なし 認定基準改正に係る検討
第3回(H16. 2. 5)	答申:1件
第4回(H21. 9. 11)	答申:なし 認定基準改正に係る検討
第5回(H25. 11. 11)	答申:なし 認定基準改正に係る検討
第6回(H26. 12. 15)	答申:なし 認定要領等改正に係る検討
第7回(H27. 12. 9)	答申:なし 認定基準等改正に係る検討

身体障害者手帳制度の概要

1 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

根拠：身体障害者福祉法第15条

2 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類(いずれも、一定以上で継続することが要件とされている)

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

3 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

4 交付者数(平成27年度末現在)

5,194,473人(1級:1,619,482人、2級:789,253人、3級:881,152人、4級:1,261,381人、
5級:320,006人、6級:323,199人)

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音 声 機 能、言語機能又はそれ以外の機能の障害	肢 体			不 自 由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						肝臓機能障害
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害	音 声 機 能、言語機能又はそれ以外の機能の障害	上 肢	下 肢	体 幹	上肢機能 ・失調等による 上肢の使用 する日常生活 動作がほとんど 不可能なもの	移動機能 ・失調等による 歩行が不可能な もの	心臓機能障害 心臓の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	じん臓機能障害 じん臓の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	呼吸器機能障害 呼吸器の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	ぼうこう又は 直腸の機能障害 ぼうこう又は 直腸の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	小腸機能障害 小腸の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫 機能障害	
1級	両眼の視力(万国 式視力表)によって 測ったものをいい、 屈折異常のある者 については、きょう正視 力について測ったも のをいう。以下同 じ。)の和が0.01以下 のもの				1 両上肢の機能を 全廃したもの 2 両上肢を手関節 以上で欠くもの	1 両下肢の機能を 全廃したもの 2 両下肢を大腿の 2分の1以上で欠 くもの	体幹の機能障害に より坐っていること ができないもの			心臓の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	じん臓の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	呼吸器の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	ぼうこう又は 直腸の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	小腸の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫 機能障害	肝臓の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの
2級	1 両眼の視力の和 が0.02以上0.04以 下のもの 2 両眼の視力がそ れぞれ10度以内 でかつ両眼による 視野について視能 率による損失率が 95パーセント以上 のもの	両耳の聴力レベル がそれぞれ100デシ ベル以上のもの(両 耳全ろう)			1 両上肢の機能を 著しい障害 2 両上肢のすべて の指を欠くもの 3 一上肢を上腕の 2分の1以上で欠 くもの 4 一上肢の機能を 全廃したもの	1 両下肢の機能を 著しい障害 2 両下肢を大腿の 2分の1以上で欠 くもの	1 体幹の機能障 害により坐位又 は起立位を保つ ことが困難なもの 2 体幹の機能障 害により立ち上 ることが困難な もの	不随意運動 ・失調等による 上肢の使用 する日常生活 動作が極めて 制限される もの	不随意運動 ・失調等による 歩行が極めて 制限される もの						ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫 機能の障害により 日常生活に制限さ れるもの	肝臓の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの
3級	1 両眼の視力の和 が0.05以上0.08以 下のもの 2 両眼の視力がそ れぞれ10度以内で かつ両眼による視 野について視能率 による損失率が90 パーセント以上の もの	両耳の聴力レベル が90デシベル以上の もの(耳介に接しな ければ大音量を理 解しないもの)	平衡機能の極めて 著しい障害	音声機能、言語 機能又はそれ 以外の機能の喪失	1 両上肢のおや指 及びひとさし指を 欠くもの 2 両上肢のおや指 及びひとさし指の 機能を全廃した もの 3 一上肢の機能を 著しい障害 4 一上肢のすべて の指を欠くもの 5 一上肢のすべて の指の機能を全 廃したもの	1 両下肢をシヨバ 一関節以上で欠く もの 2 一下肢を大腿の 2分の1以上で欠 くもの 3 一下肢の機能を 全廃したもの	体幹の機能障害に より歩行が困難 なもの	不随意運動 ・失調等による 上肢の使用 する日常生活 動作が著しく 制限されるもの	不随意運動 ・失調等による 歩行が家庭内 での日常生活に 制限されるもの	心臓の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	じん臓の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	呼吸器の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	ぼうこう又は 直腸の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	小腸の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの	ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫 機能の障害により 日常生活が著しく 制限されるもの (社会生活活動が 著しく制限され るものを除く。)	肝臓の機能により 自己の日常生活に 制限されるもの (社会生活活動が 著しく制限され るものを除く。)

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそれ以外の機能の障害	肢 体		不 自 由	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害								肝臓機能障害
		聴 覚 障 害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなけれれば話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそれ以外の機能の障害が著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの及びひとさし指を欠くもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下肢の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能を著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能を著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの							

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はその他の機能の障害	肢 体		不 自 由	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害										
		聴 覚 障 害	平衡機能障害		上 肢	下 肢		体 幹	上肢機能	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害		
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.05以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発せられた会話を理解し得ないもの)			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひどさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひどさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリフトラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの									
		2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの																
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひどさし指を含めて一上肢の二指の機能を著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの									
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については第一指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。																	

疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会(第7回)	
平成 27 年 12 月9日	資料1-1

肝臓機能障害の認定基準に関する検討会 報告書

肝臓機能障害の認定基準に関する検討会

平成 2 7 年 9 月 2 9 日

目 次

はじめに	3
1. これまでの経緯	4
2. 肝臓機能障害認定基準の評価	4
3. 肝臓機能障害の認定基準の見直しの方向性	6

はじめに

「肝臓機能障害の認定基準に関する検討会」は、身体障害者福祉法における身体障害として位置づけられている肝臓機能障害の認定基準について、実態に見合ったものかどうかを検討するため、平成27年5月に設置された。

本検討会では、肝硬変患者の生命予後に関する研究結果の検討、関係団体へのヒアリング、自治体に対する肝臓機能障害者についての調査、肝臓機能障害患者のQOLに関するデータの検討などを行い、4回にわたり議論を行ってきた。

今般、その検討結果がまとまったため、ここに報告する。

1. これまでの経緯

○ 肝臓機能障害の認定について

- ・平成 22 年 4 月より肝臓機能障害が身体障害認定の対象となる。
- ・現行の認定基準の考え方
 - ① 血液検査等の値に応じた点数による国際的な肝臓機能障害の重症度分類 Child-Pugh (チャイルド・ピュー) 分類における 3 段階 (A・B・C) のうち、最重度のグレード C に該当する患者が対象。
 - ② これに日常生活の制限の程度も勘案して、1～4 級を認定。
- ・平成 25 年度末時点の肝臓機能障害の認定者数
合計 6,787 人 (1 級 5,672 人、2 級 627 人、3 級 317 人、4 級 171 人)
- ・患者団体からは「現行の認定基準 (Child-Pugh 分類 C) は厳しすぎ、Child-Pugh 分類 B の患者であっても、日常生活の制限が長期間続いている実態がある」との意見がある。
- ・平成 26 年度の厚生労働科学研究費補助金「障害認定の在り方に関する研究」にて、分担研究「肝硬変患者の生命予後の検討」を実施。
- ・平成 27 年 5 月、厚生労働科学研究の研究結果を踏まえて検討を行うため、「肝臓機能障害の認定基準に関する検討会」を開催。

2. 肝臓機能障害認定基準の評価

○ 肝硬変患者の実態と生命予後について

※平成 26 年度 厚生労働科学研究費補助金「障害認定の在り方に関する研究」分担研究「肝硬変患者の生命予後の検討」より

- ・Child-Pugh 分類 C 患者の 3 年目の累積生存率は 30.7%と低く、本認定基準の対象者の約 7 割が 3 年以内に死亡していた。
- ・Child-Pugh 分類 B の患者の 51.3%は、3 年後に死亡または Child-Pugh 分類 C に移行するなどして、悪化していた。
※Child-Pugh 分類 B の患者の 3 年後の状況

B→死亡 : 30.8%、B→C : 20.5%、B→B : 35.9%、B→A : 12.8%

- ・ 現行の認定基準をこのまま継続した場合、その福祉サービスを受給できる期間および対象者は限定的と考えられた。
- ・ Child-Pugh 分類 B と C の病態は、基本的には不可逆的であり、その中から Child-Pugh 分類 A にまで改善する例は少ないと考えられた。

○ 肝臓機能障害の認定と障害福祉サービスの利用状況について

※指定都市、中核市のうち 12 市の調査（平成 27 年 6 月 厚生労働省調べ）

- ・ 肝臓機能障害で新規に身体障害者手帳を交付された者のうち、1 級認定者の約 6 割が肝臓移植を受けたことによる認定であった。
- ・ 肝臓機能障害者の身体障害者手帳の認定期間（保有期間）について、平成 22 年度に交付を受けた者のうち、交付から死亡までの平均期間は、肝臓移植を受けていない者は約 300～500 日間であった。また、平成 22 年度から平成 26 年度までで、肝臓移植を受けていない者の死亡割合は、認定等級に関わらず、約 60%であった。
- ・ 肝臓機能障害で認定を受けた者のうち、障害福祉サービスを利用している人の割合は約 1.9%であった。また、年間一人あたりの障害福祉サービスの利用平均額は 89 万 9 千円であった（肝臓機能障害で必要とされるサービスとは関連性が低いと思われる共同生活援助および補装具代を除く）。
- ・ 肝臓機能障害で認定を受けた者が利用する障害福祉サービスは、主に居宅介護、就労支援、障害児通所支援であった。

○ 肝炎疾患患者の QOL について

※平成 25 年度 厚生労働科学研究費補助金「ウイルス性肝疾患に係る各種対策の医療経済評価に関する研究」等より

- ・ QOL を測る指標（SF-36 スコア）について、身体機能、日常役割機能（身体）、全体的健康感、活力、社会生活機能、日常役割機能（精神）に関しては、Child-Pugh 分類 B の患者の方が慢性肝炎および Child-Pugh 分類 A の患者より有意に低下していたことが示されている。
- ・ Child-Pugh 分類 B の患者の EQ5D 効用値（健康が 1.0、死亡が 0）は

0.5～0.6 となっており、リハビリが必要な他疾患と近い値となっている（例：関節リウマチ 0.8、透析実施者 0.75、脊髄損傷（退院時）0.62、脳卒中後のリハビリ実施者 0.5）。

3. 肝臓機能障害の認定基準の見直しの方向性

○ 基本的考え方

- ・ Child-Pugh 分類 B の患者は同分類 C の患者と同様に、その病態が基本的に不可逆的であり、Child-Pugh 分類 A にまで改善する例は少ないことから、長期の療養を要すると考えられる。
- ・ Child-Pugh 分類 B の患者の QOL は Child-Pugh 分類 A の患者よりも低く、日常生活において相当程度の制約があり、障害福祉サービスなどの支援を必要としている例もみられる。
- ・ 他の障害認定とのバランスについても、非代償性肝硬変患者の QOL について、SF-36 スコアや EQ5D 効用値のデータを勘案すれば、Child-Pugh 分類 B は、他の内部障害と同様に日常生活に相当程度の制約があると考えられる。
- ・ 以上のことから、肝臓機能障害の認定基準として、Child-Pugh 分類 B の患者についても肝臓機能障害の認定の対象とする等の見直しを行うことが適当である。

○ 具体的な認定基準について

- ・ 国際的な肝臓機能障害の重症度分類である Child-Pugh 分類の 3 段階（A・B・C）において、分類 B は評価項目の点数の合計が「7～9 点」とされており、これを細分化することは適当ではないと考えられることから、分類 B（7 点以上）を対象とする。
- ・ 現行の 1 級および 2 級においては、日常生活の制限の程度を測る指標として、Child-Pugh 分類の評価項目のうち「血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち 1 項目以上が 3 点」とされているが、
 - ▶ Child-Pugh 分類 B の患者を新たに認定対象とすること
 - ▶ SF-36 や ALBI-Grade による患者の QOL 等の評価

▶ 腹水や肝性脳症の状態は患者のQOLと密接に関連すること等を勘案し、この指標については「肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上」とすることが適当である。

※Child-Pugh 分類

	1 点	2 点	3 点
肝性脳症	なし	軽度 (I・II)	昏睡 (III以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5 g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg/dℓ未満	2.0～3.0 mg/dℓ	3.0 mg/dℓ超

A: 5～6 点 B: 7～9 点 C: 10～15 点

・各等級における日常生活活動の制限を示す項目 (a～j) の該当数については、肝臓機能障害による日常生活活動の制限の状態について、他の障害とのバランスも考慮した上で設定されているものであり、現段階では、これを見直すべきとする新たな知見が得られていないことから従前通りとすることが適当である。

※ 身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級 別	肝 臓 機 能 障 害
1 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

※ 現行の基準

[1級] 次のいずれにも該当するものをいう。

- (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が10点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
- (イ) 次の項目 (a～j) のうち、5項目以上が認められるもの。
 - a 血清総ビリルビン値が 5.0 mg/dℓ以上
 - b 血中アンモニア濃度が 150 μg/dℓ以上

- c 血小板数が 50,000/mm³以下
- d 原発性肝がん治療の既往
- e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往
- f 胃食道静脈瘤治療の既往
- g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染
- h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある
- i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
- j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある

[2級] 次のいずれにも該当するものをいう。

- (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が 10 点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち 1 項目以上が 3 点の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
- (イ) 上記項目 (a～j) のうち、a から g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。

[3級] 次のいずれにも該当するものをいう。

- (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が 10 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
- (イ) 上記項目 (a～j) のうち、a から g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。

[4級] 次のいずれにも該当するものをいう。

- (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が 10 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
- (イ) 上記項目 (a～j) のうち、1 項目以上が認められるもの。

○ 再認定について

- ・ Child-Pugh 分類 B の状態にある患者を認定する場合、一部に状態が改善する事例も想定されること、さらに、今後、C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎や代償性肝硬変について、新薬による影響も踏まえる必要があることから、Child-Pugh 分類 B で認定された者については、1 年以上 5 年以内に再認定を求めることとする。

○ 以上を踏まえた肝臓機能障害の新たな認定基準は、「別添」のとおりである。

肝臓機能障害の認定基準に関する見直し案（新旧）

改正（案）	現行
ア 等級表 1 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 （ア） Child-Pugh 分類の合計点数が <u>7</u> 点以上であって、<u>肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値</u>の項目のうち<u>肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 点以上</u>の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 （イ） 次の項目（a～j）のうち、5 項目以上が認められるもの。 - a 血清総ビリルビン値が 5.0 mg/dℓ 以上 - b 血中アンモニア濃度が 150 μg/dℓ 以上 - c 血小板数が 50,000/mm³ 以下 - d 原発性肝がん治療の既往 - e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往 - f 胃食道静脈瘤治療の既往 - g 現在の B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスの持続的感染 - h 1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月 7 日以上ある - i 1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある - j 有痛性筋けいれんが 1 日に 1 回以上ある	ア 等級表 1 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 （ア） Child-Pugh 分類の合計点数が <u>10</u> 点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち <u>1 項目以上が 3 点の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。</u> （イ） 次の項目（a～j）のうち、5 項目以上が認められるもの。 - a 血清総ビリルビン値が 5.0 mg/dℓ 以上 - b 血中アンモニア濃度が 150 μg/dℓ 以上 - c 血小板数が 50,000/mm³ 以下 - d 原発性肝がん治療の既往 - e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往 - f 胃食道静脈瘤治療の既往 - g 現在の B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスの持続的感染 - h 1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月 7 日以上ある - i 1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある - j 有痛性筋けいれんが 1 日に 1 回以上ある
イ 等級表 2 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 （ア） Child-Pugh 分類の合計点数が <u>7</u> 点以上であって、<u>肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値</u>の項目のうち<u>肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 点以上</u>の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 （イ） ア（イ）の項目（a～j）のうち、a か	イ 等級表 2 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 （ア） Child-Pugh 分類の合計点数が <u>10</u> 点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち <u>1 項目以上が 3 点の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。</u> （イ） ア（イ）の項目（a～j）のうち、a か

ら g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。 ウ 等級表 3 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>7</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) ア (イ) の項目 (a ~ j) のうち、a から g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。 エ 等級表 4 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>7</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) ア (イ) の項目 (a ~ j) のうち、1 項目以上が認められるもの。 オ 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1 級に該当するものとする。	ら g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。 ウ 等級表 3 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>10</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) ア (イ) の項目 (a ~ j) のうち、a から g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。 エ 等級表 4 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>10</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) ア (イ) の項目 (a ~ j) のうち、1 項目以上が認められるもの。 オ 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1 級に該当するものとする。
---	---

肝臓機能障害の認定基準に関する検討会 構成員名簿

坂井田 功	山口大学大学院医学系研究科教授
高見 裕子	国立病院機構九州医療センター消化器センター(肝胆膵外科)科長
田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授
中村 耕三	国立障害者リハビリテーションセンター総長
持田 智	埼玉医科大学 消化器内科・肝臓内科教授
八橋 弘	国立病院機構長崎医療センター 臨床研究センター長

(50音順、敬称略)

肝臓機能障害の認定基準の見直し

具体的な認定基準について

[平成28年4月1日施行]

〔認定対象の拡大〕

○ チャイルド・ピュー分類C  分類Bに拡大

国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の3段階(A・B・C)のうち、これまで認定基準の対象とされていた分類C(10点以上)に加えて、分類B(7点以上)を対象とする。

〔1級・2級の要件の緩和〕

○ 日常生活の制限にかかる指標の見直し

血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点



肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上

〔再認定の導入〕

○ 1年以上5年以内に再認定(チャイルド・ピュー分類Bの場合)